別記様式第１号（第３条関係）

　　年　　月　　日

新潟市障がい者雇用企業認定事業　登録申請書

（宛先）新潟市長

事業所の名称

代表者名

 新潟市障がい者雇用企業認定事業実施要綱第３条に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを宣誓します。

|  |
| --- |
| 申請する事業所（支店、営業所、店舗等の単位）の概要 |
|  | 事業所名 |  |
| 店舗・支店名 |
| 業種 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 担当者 | 所属 | 氏名 |
| 電話番号 | メールアドレス |
| 新潟市障がい者雇用企業認定事業への申請回数 … （　　　）回目の申請 |
| 申請する事業所（支店、営業所、店舗等の単位）の雇用状況　　※裏面「障がい者雇用状況計算書」より |
|  | 常用雇用労働者数 | (①＋②)　　　　　人 |
| 障がい者数 | 身体障がい(⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨)　　　人　精神障がい(⑰＋⑱＋⑲)　　　人知的障がい(⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮)　　 　人　難病等(㉑＋㉒)　　　　人 |
| 障がい者雇用率 | ㉔　　　　　 　　％ |
| 障がいのある人の業務 |  |
| 認定基準の確認（該当する項目に✔をし、具体的に記入をしてください） |
|  | (1)障がいのある人への理解 |  □ 障がい者を雇用している(申請時) □ 障がい者の実習等の受け入れを行った(過去１年間) 期間： 実習依頼元： □ 上記２つの項目に該当するものがない |
| (2)障がい者雇用への積極性 |  □ 従業員40.0人以上で、雇用率2.5％を達成している(申請時) □ 従業員20.0人以上40.0人未満で1人以上、または従業員20.0人未満で0.5人以上雇用している(申請時) □ 雇用率2.5％には達していないが、前年度比1名以上の雇用を実施した（過去1年間） □ 上記３つの項目に該当するものがない |
| (3)雇用の継続・維持 |  □ ３年以上継続して雇用している障がい者がいる □ １年以上３年未満の雇用の継続をしている障がい者がいる □ 上記２つの項目に該当するものがない |

別記様式第１号（第３条関係）　裏面

　　年　　月　　日現在

障がい者雇用状況計算書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請する事業所(支店、店舗単位)における従業員の雇用状況 |  |
| 　 | ①常用雇用労働者(短時間労働者を除く)  | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | ②短時間労働者 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | ③障がい者雇用率の算定基礎労働者数 | 　 | 　 | 人 | ※①＋(②×0.5) |
| 申請する事業所(支店、店舗単位)における障がい者の雇用状況 |  |
| 　 | ④身体障がい者 | 計 | 　 | 人 | ※(⑤×2)＋⑥＋⑦＋(⑧×0.5)＋(⑨×0.5) |
| 　 | 　 | 常用 | ⑤重度 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | 　 | ⑥重度以外 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | 短時間 | ⑦重度 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | 　 | ⑧重度以外 | 　 | 　 | 人 |  |
|  |  | ⑨特定短時間労働者 |  |  | 人 |  |
| 　 | ⑩知的障がい者 | 　 | 計 | 　 | 人 | ※(⑪×2)＋⑫＋⑬＋(⑭×0.5)＋(⑮×0.5) |
| 　 | 　 | 常用 | ⑪重度 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | 　 | ⑫重度以外 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | 短時間 | ⑬重度 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | 　 | ⑭重度以外 | 　 | 　 | 人 |  |
|  |  | ⑮特定短時間労働者 |  |  | 人 |  |
| 　 | ⑯精神障がい者 | 　 | 計 | 人 | ※⑰＋⑱＋(⑲×0.5) |
| 　 | 　 | ⑰常用 | 　 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | ⑱短時間 | 　 | 　 | 　 | 人 |  |
|  |  | ⑲特定短時間労働者 |  |  | 人 |  |
| 　 | ⑳難病等による障がい者 | 計 | 人 | ※㉑＋(㉒×0.5) |
| 　 | 　 | ㉑常用 | 　 | 　 | 　 | 人 |  |
| 　 | 　 | ㉒短時間 | 　 | 　 | 　 | 人 |  |
|  | ㉓合計人数 |  |  |  |  | 人 | ※④＋⑩＋⑯＋⑳ |
|  | ㉔雇用率 |  |  |  |  | ％ | ※㉓÷③×100 |

(1)「常用雇用労働者」とは、１週間の所定労働時間が２０時間以上で、１年を超えて雇用される見込みがある、または１年を超えて雇用されている労働者のことをいう。

(2)「短時間労働者」とは、常用雇用労働者のうち、１週間の所定労働時間が３０時間未満の者のことをいう。

(3)「特定短時間労働者」とは、１週間の所定労働時間が１０時間以上２０時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者のことをいう。